

南丹市行政改革大綱に基づき、市役所内の各種行政サービスとの均衡を図り、利用者負担の公平を図るため、農業委員会が発行する諸証明について、次のとおり交付手数料を徴収いたします。

●手数料が必要な証明

証 明 書 名	用 途	手数料の額
非農地証明	地目変更	証明書 1 件につき 300 円
耕作証明	軽油減免申請添付	
耕作証明	品目横断申請添付	
農家証明	建築確認用	
許可済（届出受理済）証明	地目変更	
農地転用証明（再交付）	地目変更	
引き続き農業経営を行っている証明	納税猶予手続き	
農地法に基づく賃貸借設定の証明	権利確認等	
その他免除規定以外の証明		

●手数料を免除する証明

証 明 書 名	用 途
耕作証明	農地法第 3 条申請添付
許可書・届出受理証明	農地法に基づく権利設定等
転用事実証明	転用許可に基づく地目変更
買受適格者証明	競売等の買受申込み
納税猶予に関する適格者証明	相続税等の納税猶予申請添付
農地法の許認可事務の一環・密接に関連する証明	

◇問合せ先 農業委員会事務局 TEL 68-0067